

会 議 録

附属機関又は会議体の名称	豊島区自転車等駐車対策協議会 第43回 全体会	
事務局（担当課）	都市整備部 土木管理課	
開催日時	令和3年12月22日（水）午前10時00分 ～午前11時27分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
出席者	委員	〈学識経験者〉太田勝敏、久保田尚 〈区議会議員〉芳賀竜朗、元谷ゆりな、儀武さとる、木下広 〈区民〉石坂美穂、石嶋光代、北方真起、徳光昌代、原田敏郎、柳田好史 〈官公署〉大野貴史、松村一秀、吉越守、武井真理恵 〈鉄道事業者〉沖田浩嗣 〈関係団体〉清水雅樹、松田宗能
	その他	〈幹事等〉土木担当部長、土木管理課長、都市計画課長、 道路整備課長、交通・基盤担当課長、交通政策係長、 地域公共交通係長、交通安全対策係長、 放置自転車対策係長、駐輪場管理係長、駐輪場整備係長
	事務局	土木管理課交通安全対策グループ
公開の可否	公開 傍聴人数 <u>0</u> 人	
非公開・一部非公開の場合は、その理由		
会議次第	（議題） 1 自転車ナビライン整備路線図について 2 第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の中間見直し（案）について 3 その他	

審 議 経 過

No. 1

土木管理課長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第43回豊島区自転車等駐車対策協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局を担当いたします、豊島区都市整備部土木管理課長の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会議の設置目的でございます。この協議会としては「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」の第27条に基づきまして区長の附属機関として設置され、「区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策及び適正な自転車利用の推進に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる」とされているものでございます。

本日のご欠席に関するご連絡でございますが、7名の方がご欠席でございます。26名中7名欠席でございますけれども、出席者は過半数を超えており、条例施行規則に基づきまして、本協議会は有効に成立をしております。

また、原則、会議につきましては公開で行うこととされておりまして、議事録も公開となりますので、よろしくお願いいたします。

会長に進行をお願いする前に、皆様の前にございますマイクの使い方をご説明させていただきます。マイクの下にスイッチがございますので、こちらを押しますと、マイクの先端が緑色に点灯します。この時に発言ができます。発言が終わりましたら、再度、このスイッチを押していただきますと、この緑色が消えます。同時に発言できるマイクの数に3本までというような制限がございますので、発言を終了しましたらマイクを切ってくださいませよう、お手数でございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、本日の議事進行をよろしくお願いいたします。

会長：おはようございます。

師走の、もうクリスマスの前ということもありますし、大変お忙しい中、皆さんお集まりいただきありがとうございます。

早速ですけれども、豊島区自転車等駐車対策協議会の議題に移らせていただきたいと思います。

初めに、いつもと同じですが、取材の方がいらっしゃいましたら、写真等の撮影が限定されています。いらっしゃらないですね。

事務局のほうは、それでいいですね。特に確認することはないですね。

土木管理課長：はい、大丈夫でございます。

会長：分かりました。

それでは、事務局で、資料の確認からよろしくお願いいたします。

土木管理課長：それでは、お手元の、事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の会議次第、それと、資料43-1、A3判の1枚物、ナビラインの資料です。それと43-2は、この本編と資料集で、ちょっと厚いものが資料集になります。そして資料43-3が、ご意見を頂戴したものです。ご意見・要望の一覧、A4判の表裏のものになります。それと、参考資料としまして、委員の名簿です。以上でございますが、お手元にございますでしょうか。

会長：大丈夫のようですね。

それでは、ありがとうございました。議題に入りたいと思います。

議題1が、自転車ナビライン整備路線図についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

なお、会議録の整理の都合がありますので、発言される方は、お名前をおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

土木管理課長：それでは、事務局よりご説明いたします。

まず、資料43-1、自転車ナビライン整備路線図の説明をいたしますので、このA3判の資料をお取り上げいただきたいと思います。

前回の協議会でもご説明をいたしましたが、令和2年度と令和3年度整備を予定していた路線につきましては新型コロナウイルスの感染症対策のほうに区の財政を振り向けるということで、事業を抑制するという形で施工ができていないところでございます。令和4年度におきましては、その積み残した部分のところで実施できるよう、今、予算措置に向けて働きかけを行っているところでございます。この予算が確定するのが3月の末ということになりますので、現時点の予定でお示しをするものでございます。

令和4年度の整備路線につきましては、黄色でお示した2路線というような形になります。1点目としましては、池袋駅の北に位置する175メートル、それと南長崎の625メートルについて整備するものでございます。池袋の北側につきましては、整備済みの間をつなぐことで、自転車の走行に連続性を持たせるという意味合いがございませう。それと、南長崎につきましては、いわゆる通称「バス通り」と呼ばれている路線で、この目白通りと接合するところから、令和2年にオープンしましたトキワ荘マンガミュージアムのある南長崎花咲公園を越えて南長崎の郵便局の手前まで整備したいというふうにございます。

資料における、このピンク色の路線につきましては、平成30年6月に策定しました「豊島区自転車走行環境計画」における、区道における、この整備想定のございます。青い部分が、既に整備を終えた路線となつてございます。

そして、今回新たに課題として、東京都や警視庁、近隣自治体が整備する路線とのネットワークの連続性を記載いたしましたものでございます。こちらにつきましては、警視庁さんが独自に、このピンクの路線の一部に、「自転車ナビマーク」といまして、白い自転車と白い矢羽根の模様、これが設置されてございます。この部分のところにつかま

では、どこが、この路線の中で引かれているのかというところは、今、警視庁さんのほうからも情報を得たり、私どもも実視で、現地を歩いて、見たりして、次回の協議会までには、このナビラインだけがどこに引かれているのか、この中に併せて記載をしたいと考えてございます。今、警視庁のほうでは、大塚駅から庚申塚への折戸通りとかサンシャインシティさんの周辺についてナビラインを設置していくというような形での予定はお聞きしているところでございます。

この図左下に写真がございますけど、この水色のラインで示しているマークが、自転車ナビラインなのですが、これが本格的なところで、警視庁さんのほうとしては、その整備が間に合わない間、そのナビマークとか、そういったもので補完をしているということで、自治体においては、早期に、こういうような水色のラインで本格的な整備をしていただきたいというご意見を、お問い合わせしたときに頂戴したところでございます。

これにつきましての事務局からの説明は、以上でございます。

会長：ご説明ありがとうございました。

それでは、何か、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたしたいと思います。

どうぞ、F委員。

F委員：区がやっているものについては、非常に短いというか、小さいということで、黄色い、今後の南長崎のあれとか、池袋とか、今後のそれについてはしっかりとやっていただくということで、都道とか国道とか、あと警察さんで掌握している、そういう情報なんかを、このデジタルの時代ですので、一元化できるような体制を取っていただかないと、せっかくこういう感じで、もう関係者が集まっている、そういう協議体を、もう十年以上やっているわけですから、積極的に、ボタン一つで出てくるぐらいの、そういうデータのやり取りを、ぜひ警察さんも国交省さんも四建さんもお協力いただいて、リアルタイムのデータを出した上でこういう資料を作らないと、東京都と国と警察が、どうやって具体的にやっているかという情報がない中で会議をやっても、なかなか進まないと思う。豊島区としては放置自転車を契機として、関係団体の皆さん方と、こうやって年に数回貴重な会議をやっているわけですから、それにふさわしい資料をぜひ区のほうから、四建さんと国交省さんと警察さんとかにお願いをして、また、そのほかの団体の皆さん方も、デジタルの時代なので、できるデータは出していただいた上で、豊島区民の自転車の安全性を守っていくために、営々として、この委員会、やってきているわけですから、そういうようなところがないと価値がないと思うのですよね。そういう意味では、ぜひ国とか東京都とか警察とか、皆さん方のご協力をいただいた上で、一発で分かるようなデータの下で審議をしたいという、そういう思いがありますので、ぜひ、ご協力をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、要は、こっちからの働きかけが一番必要だと思うので、豊島区としても各関係団体の皆さん方に、そういう意味では、データをちゃんと出した上で今後の審議をするというようなことができれば一番幸せだと思いますので、今後とも皆さん方、よろしく

お願いしたいと思います。以上です。

会長：ありがとうございます。大変ごもっともなご意見なのですが、現状はどうでしょうか。区のほうで何かありましたら。

土木管理課長：現状ですと、前回終わった後で、警視庁さん等に問い合わせをして、今回のところに落とし込みが間に合わなかったのですけれども、PDFでのデータを、提供はしていただいたのですけれども、それを、この中に手作業で、落とし込まなきゃいけないというところがございます、本日、申し訳なかったのですけれども間に合っておりません。本当に、こちらのところ、警視庁の本庁のほうで、ナビマークが引かれているということで、所轄の警察に問い合わせても、どこの箇所を引かれているのか、なかなか分からないと。いつの間にか都道の明治通りとか目白通りとかにもこのナビマークが引かれていたりとか、西側目白警察さんの方に行きますと、大和田通りのところに、ずっと千川通りまで引かれていたり等、確かにうまく情報が、うちのほうも取れていないという状況で、大変申し訳ございませんが、次回にはきちんとそれも落とし込んだ図面を作成して、私どものほうも警視庁のほうと所轄の警察署とも相談しながら、区の予定路線とうまく合致できるような形でやっていきたいというふうに考えております。

F委員：お願いします。

会長：ありがとうございました。現状はそういうことで、まさにそういう情報の共有ができていないということのようですから、豊島区が率先して、こういう形ではどうかということで、公開したり、あるいはデジタル化して訴えたりするということを、ぜひ努力していただきたいと思います。

そんなことでよろしいでしょうか。

そのほか、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。どうぞ。

Y委員：いつもお世話になります。Yでございます。

先ほど、ご説明の中で、コロナ対策のために予算が自転車の整備に対して回らなかったというお話は伺いました。この豊島区の皆様の、ここでお願いしてもしょうがないのかなとは思いつつ、海外の先進国などを見ると、コロナになって、本当にヨーロッパ諸国は、自転車整備というところに多くの財源をかけて、皆さんたちが密にならないように自転車整備をしたという事例をたくさん聞いています。なので、これはきっと豊島区さんだけでのことではないと思うのですけれども、ぜひ、その辺りの自転車の利用者が今とても増えている状況を加味していただいて、自転車道の整備というのが、きっとコロナ対策に私はなっていくと思いますので、その辺りも、今一度、区全体において、ご検討いただけたらうれしいなと思っております。以上です。

会長：ありがとうございます。ご意見ということで伺っておきたいと思います。

Y委員：はい。

会長：そのほか、何かございますでしょうか。はい、どうぞ、B委員。

B委員：すみません、Bでございます。

先ほど、令和4年度の整備予定路線について、南長崎と池袋の北側というご説明がありました。南長崎のところについては、目白通りからトキワ荘のところに向けてバス通りの整備をなさるということは理解をさせていただいたのですが、この池袋の北側のところでお聞かせいただきたいと思います。

これ、池袋北口西一番街の脇の道寄りだと思うのですが、非常に交通状態が混雑している場所だと思うのですが、特に今、ウーバーイーツとか、そういったのもたくさんいるんですね。外国人が非常に多いエリアですので、配達員の方も外国の方が多いです。この自転車走行ナビラインについて、日本人はもちろん、ビジュアルで見て分かるのだと思うのですが、外国人に対しての啓蒙というか、これが自転車走行ナビラインだよというようなのを教えるようなことというのは、行政として取り組みをしているかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

土木管理課長：この辺りのところは、まだ少し不足しているところがございます。都心区のほうに行きますと、オリンピックの関係で、かなり今、整備をされて、もうこの色が塗り分けられて、ここを走るということが明確なのですけれども、豊島区で実現できているところがかなり少数なものですから、今、図面を見ていただくと、ところどころで切れてしまうところがございますので、今回、整備をして、これに合わせて、北口の外国人の宅配など、そういうようなところにも、また働きかけをできるような形で努力をしていきたいと思います。

会長：どうぞ。

B委員：すみません、あと、ちょうどIKEBUSも、この周りを、北口の、これはもう一個、線路側の道ですけど、そこをIKEBUSも走っているような状況ですので、それとともに、路上駐車も非常に多い場所だと思います。自転車のナビラインを有効に引いていただいて、その一帯の交通整理というか、そこもぜひご検討いただければと思いますので、意見としてよろしく申し上げます。

会長：よろしくお願いいたします。それでは、N委員。

N 委員：先ほどの Y 委員のご意見、要望に、本当に私も同感です。この整備費がコロナ対策に回ったということなのですけれども、来年度もオミクロン株がはやる可能性もありまして、来年度の予算はしっかり確保して、それをきちっと執行する、そして整備していくということが重要だと受け止めております。コロナで、はやっているときこそ自転車で通勤したりして、自転車を利用する人が増えておりますので、自転車に関係する事故も一方では増えておりますし、やっぱり、この整備は喫緊の課題だと思いますので、ぜひ進めていきたいなど。地球環境の問題ですとか、健康の問題ですとか、いろんなことが今問われておりますので、ぜひ来年度は、そのご意見、今受け止めて、私たちががんばりたいと思います。よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございました。ご意見ということで伺わせていただきます。
そのほかいかがでしょうか。

A 委員：A です。具体的に、池袋北口の令和 4 年度整備予定路線ですけれども、私はこの近くのところにいるわけですけれども、この南北方向での自転車の通行量って多いのかなというところが疑問にあって、逆に、通行するのが東西のほうに、その通りを渡る歩行者とか、かなり多いので、ここにナビラインをつけてしまうと、自転車のほうのスピードが増すのではないかなというところがあって、ここ、逆に歩行者との接触が多くなる心配があるのではないかなと思うのですけれども、この自転車の通行量とか、そういったものは、調査とかはされていらっしゃるのでしょうか。

会長：いかがでしょうか。

土木管理課長：平成 30 年に、このナビラインを策定するときにあたって、自転車の通行量とか、目的と目的を結んでいくような路線を最優先の整備路線にするという形で整備をしたところがございます。特に、この 175 メートルの部分の、この先というのは、東西のところ自転車が通り抜けられるウイロード、これは当然、降りて転がしていかなくちゃいけないのですけれども、ほぼ唯一の箇所なので、東と西を結ぶところなのですけれども。ここを西口に出て北側のほうに行く路線という形でまず整備をした、というところがございます。先のほうの、みたけ通り、こちらは、もう既に色がついてございますけれども、こちらとつなげていくということで、まず、ここを整備するという位置づけにしてございます。途中のところ、みたけ通りの手前と劇場通りの間が塗られていないのは、今、道路整備のほうでいろいろ工事をやっております。その工事の終了の段階で、その工事の中で、こちらは色を塗っていくという形で、この路線で、まずは 1 本、板橋の区境まで、この走行空間が完了するというような形にしてございます。それですので、まず、この路線を選定するときには、通行量とか、そういったものをある程度調査したというようなベースがございます。今、具体的に何台というような形のベースの資料は持ちあわせていないのですけれども、そういうことで路線を決めたという経緯がございます。

会長：よろしいでしょうか。経緯は、そういうことのように。

A 委員：危険ですよ。すみません、一直線に結ぶということは、自転車がそれだけスピードを増して走行するということにつながりますので、私としては、このところで、この黄色いラインのところをナビラインにするのであれば、もう少し、お店が多い、この中を、ちょっとずらして、逆に線路脇のところを回していったほうがよほどいいのかなと思うのですが、トキワ通りで、一直線にせず、そうすべきかと思います。事故のほうが心配です。私も、この道を南北ではなく東西に渡るのですよ。そういうところなので、逆に線路側のほうが、車道のほうに行かないように、出ないようなガードレールがありますが、このところは、黄色いところはないですよ。ですので、これは決定したということで、このまま話が進むのだったら、ああそうですかとしか私は言いようがないのですけれども、危険だなと感じました。以上です。

会長：というご意見もあるようですが、何か今の段階でありますか。いずれにしましても、どういうものでも、最近の新しい交通の流れ、それから今後予想される流れ、両方を考えていかなきゃいかんということと、モニタリングですよ。いずれにしても、何か手を加えたところは、その後が我々の予想どおりにいつているのかどうか、問題が出ていないかどうか、これはチェックしなきゃいけないと思いますので、それはどこでも同じことですよ。今の段階で、何かご意見がございましたら、区のほうは。

土木管理課長：この辺りのところ、まずは整備前と、今後、整備の後のところで、どういうふうな利用のされ方をするのかというような、ほかのところにも反映できるかもしれませんので、まず、この箇所のところにつきまして、整備前、整備後というような形で、まずは調査をしてみたいと思います。

会長：そうですね。両者のご意見も含めて調査するという事でお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

(なし)

会長：ありがとうございました。

それぞれいろんな機関で整備していますから、しかもこの図では表現しにくいような、工事中のような話ね、これは、工事が終われば当然それなりの自転車道の整備が進むと、ナビライン的なものですね、ということのようですから、また状況を見ながら、また皆さんからご意見をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の議題で、2番目、第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の中間見直し(案)、これに移りたいと思います。

まず、事務局のほうから説明をしてください。

土木管理課長：それでは、議題の2番目でございます。自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の中間見直し（案）についてです。これにつきましては、資料43-2と、あと、このA4表裏1枚の「資料43-3第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（中間見直し）（案）意見書・要望等一覧」を基にしながら説明をしてみたいと思います。

こちらにつきましては、6月に開催いたしました第42回協議会におきまして、お寄せいただきましたご意見を基に修正した中間見直し（案）という形になります。こちらは、修正した部分のところが赤字になってございます。色合いが薄めなものですから見づらいと思うのですが、ご容赦いただきたいと思っております。あと、数字を丸めるなど、軽微な部分につきましては省略することがございますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙の部分でございます。こちらにつきましては、今回、豊島区もSDGsのモデル都市になってございますので、このSDGsに関する17の目標のうち、関連する、この4点を加えて、あと「SDGs未来都市としま」のロゴマークを、この中に表示してございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

区長の挨拶文として、協議会設立時からのこれまでの取り組み、それと、昨年からなってきた新型コロナウイルス感染症に基づいて、生活の仕方とか、そういったものが変わってきた、それと、あとSDGsの動きについて記載してございます。

また、もう一枚おめくりいただきまして、目次でございます。のちほどご説明いたしますが、第1章3の「構成と策定の基本的な考え方」としまして、「東京オリンピック・パラリンピックとその後を見据えた総合的な自転車施策の展開」というものから、「SDGs未来都市」として、「総合的な自転車施策の展開」へ修正してございます。

それと、次のページでございますが、自転車の安全利用の推進について、この2-7のところ「世代別交通安全教育」を加えてございます。

さらにお進みいただきまして、目次欄の資料集のところでございます。こちらにつきましては、国や都の新たな計画を加えてございます。東京都の計画とか、あと国の動向というような形で、こういった上位計画とか、ほかの団体の計画を加えているものでございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思っております。「第1章、総合計画の策定の2、位置づけと役割」でございます。こちらにつきましては、ご意見のところでの意見1に関連をするものでございます。

まず、この意見の1でございますけれども、この自転車の走行環境計画について、図の下にある注記を本文の最後に移しまして、総合計画と区別して策定するほうが分かりやすいというようなことで、下のほうに水色の部分で消してあるところが元の記述でございます。こちらを消して、本文の中のところに、この赤い部分で加えるような形での表記としたものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、意見2に該当するものでございます。

目次でもご案内したように、「東京オリンピック・パラリンピックとその後」というような記載を、「SDGs未来都市」として改めて、特に関連深い目標として、「すべての人に健康と福祉を」と、「住み続けられるまちづくりを」を掲げるとともに、この脱炭素社会への注目の高まりを踏まえた記載としてございます。特に、喫緊の課題として、ゼロカーボン、そういったものが世界的に潮流となっておりまして、豊島区でも、今、「2050としまゼロカーボン戦略（仮称）」というような形で、こちらは環境の部署のほうで今、策定を進めておりまして、来年3月ぐらいにはパブリックコメントというようなスケジュール感で進んでいるものでございます。こちらも、新しい流れというか、そういう世界的な流れが、やはり、いよいよやってきたということで、そういった記載も入れているものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのところは、先ほどから述べましたように、東京オリンピック・パラリンピックというようなものを削除と。それと、シェアサイクル活用環境整備について、前期までに終了するというものになってございますが、現在も検討を継続しているものでございますので、後期終了までの矢印に「活用検討」というようなことを加えているものでございます。

次に、14、16ページは、数値の丸めとか表現の修正でございまして、細かい説明につきましては割愛いたしまして、17ページまでお進みいただきたいと思います。こちら、先ほどの意見2に関連するものでございます。

こちらのところ、自転車の交通ルール、マナーと交通事故の現状について、SDGsのイメージを加えてみてはどうかとのご提案がありましたので、開発目標のターゲットの一つである「すべての人に健康と福祉を」という形で交通事故死傷者数の減少を加えてございます。

次に、少し飛びまして、31ページをお開きいただきたいと思います。こちらは意見3に該当するものでございます。

新しいモビリティの可能性について適宜議論するということとしておいたほうがよいというご意見も頂戴いたしまして、こちら1-2に、「シェアサイクル」だけだったのですけど、「シェアサイクル等」とし、「シェアサイクルや新しいモビリティの活用」としました。また米印のところ「電動キックボードや超小型電気自動車等の次世代の移動手段」という表記を記載してございます。

33ページを開いていただければと思います。やはり、次世代の乗り物というような形で、電動キックボードや超小型自動車等のモビリティの例を出してございます。今年4月から10月31日まで、都心区と世田谷区のほうで社会実験という形で、この電動キックボード、今この会社、Luupといいますけれども、扱いとしては耕運機というような扱いで、時速15キロメートルまでで、ヘルメットの着用が必要ではない形で展開を行ってございます。こちらにつきましては、経済産業省さんと国土交通省と警視庁さんのほうが、新規事業という形で進めておりまして、今のところ、今度、その展開し

た地区のところに隣接する6区について1月1日より展開をしていくということで、先月ぐらいに私どものところに、会社のほうから説明に来たところでございます。こういうような新しい流れ、なおかつ、これまでは「電動アシスト自転車」といいまして、このシェアサイクルとか、そういったもの、豊島区内にもポートでございますけれども、こがなくていいというようなことで、ただ乗ってひねるだけで進むというようなものが今度出てまいりましたので、これが今後、交通ルールとか事故とか、そういったもので、どういう展開になっていくのか。やはり、車道を走るのが怖いから歩道を走って、またいろんな状況を引き起こすのかというところは、来月以降になってみないと分からないかなど。ただ、これまでの渋谷区とかでの展開では、このLuup社のほうのものについては、それほど違反の事例は起きていないけれども、それでないものですね、勝手にお店で買ってきたり、量販店で買ってきたりしたものでの追突事故とか接触事故とか、そういったものは、かなり生じてきて、いろいろ新しいものが出てくると、いろいろなものが出てくるというような状況がございます。こういうようなものが一つ加わったというところがございます。

それと、あと32ページへ戻っていただきたいと思います。こちらにつきましては、意見4と5に関連するものでございます。

観光とかそういったもので、サイクルツーリズムの視点とか、そういう楽しむ要素を加えてみてはというようなご意見につきまして、1-3の②でございますけれども、「自転車を活用した観光や健康づくりを通じて、便利で身近な乗り物である自転車を楽しむ機会を創出する」というようなものを加えてございます。このカテゴリーとして、自転車イベントの実施としていますが、令和4年度のトキワ荘マンガミュージアムへのナビラインの整備など、いろいろ豊島区を自転車で観光して回っていただくというような、走行空間だけでなく、行った先での駐輪場の確保とか、そういったところも含めて、今後の検討課題が必要になってくるのではないかなと思います。現在、トキワ荘のマンガミュージアムには、駐輪場の収容台数が10台程度というところがございます。このナビラインとか、そういったものでいろいろとPRをしていくと、マンガミュージアム自体が公園の中にありますので、公園の一角を削ってというような置き場を造るのかというようなところも、今後、関係部署とも、整備とか、そういった調整が必要になってくると思います。

次に、35ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのところ、自転車運転免許制度の導入についてということで、後期について、当初、削除というような形で考えたのですが、やはり関係するところ、ほかの区でも結構行っていたりとか、平成28年7月に示された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」において、模範的な自転車利用に対する優良運転者証の交付や交通マナーの遵守意識の向上が図れるような工夫というような形で記載されておりますので、もう少し、ここのところも工夫をしながら導入をできるような形で取り組んでいきたいというふうに、記述を、もう一回、少し膨らませたというところがございます。

36ページをお開きいただきたいと思います。こちらは意見7に関連するものです。

36ページが一番下のほうですね、「ライフステージに即した交通安全教育の実施を検討する」という形で、講習会という形にとらわれず、様々な機会を捉えての実施を検討しますというような形で、池袋署さんで、高齢者の運転技能競技会みたいなものが池袋本町小学校で行われていたり、今年は小学生の方も参加されたりして、世代間交流というような取り組みがほかでもできていかないかなど。やはり、自分の身体能力のところにあつて、どういったところに注意していったらいいのかとか、あと、子どものところ、お母さんのところだと、子どもをもって初めて電動アシスト自転車に乗る場合の注意点等、そういったものもやっていきたいと思っております。

次に、37ページでございます。こちらは、意見8に関連するものでございます。こちらの保険につきましては、交通事故の、被害者になるだけでなく加害者になる側面もあるということで、損害賠償保険、そういったものも加入促進と。事故を起こさないとか起きないほうがいいのですけれども、起きたときに、やはり最近、非常に高額な訴訟の判決も出てございますので、こういったところも普及啓発等に努めていきたいと思っております。

38ページをお開きいただきたいと思っております。こちら、意見7のところ、このライフステージとか、そういったものところが、こちら、スケアード・ストレイトの授業の記載、意見7でございます。こちらにつきましては、啓発の効果が高いということから、スケアード・ストレイト授業の具体的な内容で、少し記載を改めているものでございます。

次に、資料集の60ページ、61ページをお開きいただきたいと思っております。こちらは、意見の9番に該当するものでございます。

こちらに、第11次の交通安全基本計画とか、国のほうの計画、自転車活用推進計画を、資料集として入れたものでございます。

次に、43-3の、意見書の裏側でございます。「その他の意見（中間見直し（案）へ未反映等）」というところのご説明をしたいと思います。

まず、意見の10番、意見の16番でございます。自転車利用者のルール遵守とマナー向上に関するご意見でございます。こちらのところにつきまして、令和2年に豊島区の交通事故全体に対する自転車の交通事故の割合が50%を超えているような状況でございますので、そういう中から、マナーの向上、特に昨年度からのコロナによって、ウーバーイーツのマナーが非常に悪いとか、すごい数が私どものほうも寄せられてございます。やはり、一つには、新たな普及啓発の取り組みとして、やはり東西をつなぐウイロードのところでのご意見が、この4月から一番多いものですから、池袋署と合同で、また地域の方も連携して、利用者に対して定期的に配布を行ったりして、啓発活動を開始しているものでございます。こういうようなものを加えながら、少しずつでも取り組みをしていきたいなど。あと、やはり、先ほどB委員が述べましたように、池袋西口におきましては、中国人だけを顧客とした宅配サービスですね、水色のパンダのところとか、あとピンク色のところがありまして、あちらは、やはり中国人のかたの社会で配達をするというような形で、中国本土に資本があつて、こちらのほうで事業展開をしている会社でございますので、そういうようなところにも、何とかこういうつてを伝ってア

アプローチができればなというふうに思います。

あと、この辺りのマナーとか、そういった向上につきましては、来年度、再々認証を受けます「豊島区セーフコミュニティ」の中での自転車の安全利用というものの中でも取り組んでいるところでございますので、こういったものもあわせながら、やっていきたいと思っております。

次に、意見の17でございます。スケアード・ストレイト授業に関するご意見になります。こちらにつきましては、大変恐縮ですが未反映とさせていただいたものでございます。スケアード・ストレイト授業につきましては、現在策定中の第11次豊島区交通安全計画においても継続して実施していく予定でございます。また、東京都の交通安全計画においても実施していく旨、明記されているものでございます。今年の12月16日に、これは小学生ですけれども、徳島県で、左折したトレーラーに巻き込まれて、小学生が、横断歩道を渡っていたのにもかかわらず後輪に巻き込まれて亡くなったというような痛ましい事故がございました。このようなところで、やはり、自動車の内輪差とか、そういったものを実地で見るとか、実際に音が聞こえるとか、そういったような実演というのは、やはり小学生ですとショックが大きいものですから、中学生で3年間の在学期間中、1回は経験するというような形で取り組んでございます。ただ、全員に強制するというような形はとってございませんので、やはり、そういうものが、感受性が高いお子さんにつきましては参加しないでもいいよとか、そういうようなお話も十分学校のほうとはしてございます。これまでも、中学校から、そういうような形でPTSDになったりとか、トラウマになったりとか、やらないでほしいとかというようなネガティブなご意見は頂戴してございません。そういうような中で、現段階において、この授業に代わるような有効な手段があるのかどうなのかということころは、もし取り止めるのであれば、またこの委員会の中で検討を重ねた上で、また判断をいただきたいというふうに思っております。こちらにつきましては、私ども事務局の見解としては、こういうような状況でございます。

次に、意見21につきましては、自転車走行環境計画、ナビラインのところでございますけれども、六ツ又ロータリーのところ、こちら、立体交差のところ、自転車が上がれないような、自転車通行禁止になっているところがございます。川越街道のところですね。平成帝京大のところから坂を上がるころは自転車が通れないような表示になってございます。こちらのところ、色が塗られているというようでしたので、これを外していただきたいというご意見でございますので、こちら別途、「豊島区自転車走行環境計画」の中間見直しがございますので、そこで見直しをしていきたいと考えてございます。

最後に、意見23でございます。協議会の名称を変更してほしいというご意見になります。今回、中間の見直しであるため、協議会の名称については、このままでしていきたいと。ただ、自転車に対する考え方、当初はこれ、放置自転車の問題が、駅前とか、そういったものも、池袋駅も、本当に人が一人二人通れるかどうかとか、西武の前とか、すごい状況がかつてございました。それで、駐輪場を整備したりとか、撤去したりして、やっとなんかこういうような状況になってございます。

それで、前々回ぐらいですかね、平成30年の頃か何かにも、やはり、この自転車とか、そういったものの駐輪というようなところでの問題点は一定の解決を見たのではないかというような意見も、たしかあったというふうに記憶してございますので、今後、新たな計画を、また5年後でございませけれども、計画を改定して、新たな計画にするときに、この会の名称については検討していきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございませ。会長、よろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございました。

いろんなご意見を大体反映していただいているように思ひましたが、それでは、皆さんのほうから、ご質問、ご意見ということで、お願ひいたします。いかがでしょうか。

細かいことですが、資料集、これはページが本文からの継続の番号になっていますね。使い勝手から言うと、独立して1ページから始まってもらうことと、表紙、目次とページの、細かいのは要らないと思うのですが、資料が、こういうのが入っていますということが分かるような、見やすい形にしてもらえればというのが、これは意見です。ご検討ください。

土木管理課長：分かりました。はい。

会長：何か、ほかにお気づきの点はございませでしょうか。どうぞ。

M委員：東京国道事務所のMと申します。資料編のほうでございませ。

今回、61ページの辺りからにかけて、国の計画ですとか東京都さんの計画、関連する計画を追記していただいております。それで、国の計画が60ページ、61ページぐらいまでありまして、その後、東京都さんの計画があるのですけれども、例えば東京都さんの計画ですと、69ページ目のところに、活用の計画の後に、実際の、どこを整備するのかという整備計画のようなものも入っております。それで、国のほうにつきましても、昨年度、東京国道事務所で、区内の国道の整備計画というものもつくって公表しておりますので、記載のレベルというか、情報のレベルという意味でも、そちらも掲載していただければいいのかなと思ひます。

以上でございませ。

会長：ありがとうございました。ご指摘、よろしいですね。それじゃあ、連絡のほう確認をしてください。どれを載せるかというやつ。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、H委員。

H委員：すみません、Hです。ご説明ありがとうございました。分からないことが、大分、分かるようになりました。

33ページの新しいモビリティの例なのですが、私よく分からないのですが、免許か何かが必要だというようなことを聞いたのですが、そうなのですか。もしそうだ

と、それを自転車と同じように考えていいのかなというのが気になったのと、それから、もしこれが、お年寄りの方たちも、ここに書いてあるように乗れるということであつたら、これに対する駐車というのは考えないのかなと、気になったのです。それとも、これは自分の手元のところに置いておくから必要ないのだというような考え方なのかなというのが気になったので、教えていただけますか。

会長：いかがでしょうか。

土木管理課長：こちらは、例として、今この会社のものを挙げましたけれども、現在、今、道路で社会実験を行っているのは、この三つ絵が載っていますけれども、そのうちの一番上の、この電動キックボードのみでございます。

ただ、今後、こういうような下のほう、4輪でやるような、より安定性があるものとか、そこに腰かけがあって少し楽というようなもの、こういうようなものの展開も今後考えていきますよというようなところで、まだ、今の電動キックボードにつきましては、これは本来で乗るとなると原付き扱いです。当然、免許があつて、ヘルメットとナンバープレートが必要になってきます。

それで、今回は社会実験で時速15キロメートルしか速度が出ないので、耕運機扱いということで、ヘルメットの着用がなくて、ただ車道しか走れないと。ただ、当然、耕運機扱いですから、免許を持っている人しか今のところは乗れないというような形になります。

ただ、この会社のほうでの説明ですと、当然この装置自体にナビゲーションがついていますので、例えば歩道を走行したりすると、そういうようなものが記録に残ったりすると、スマホに対して警告が出て、二、三回繰り返すと、今度はもう全部鍵が開かなくなるとか、そういうようなシステムで、いろいろマナーの遵守を図るとかは説明を受けているところでございます。

今後、これが社会実験を踏まえてどういうふうに展開していくのか、本当に安全なのかどうなのか、うまくこういうような社会に取り入れていくのか、入れられるのかどうかというのは今後になってくるだろうと思うのですけれども、この会社、もう一つ説明を受けていたのは、電動アシスト自転車も同時にやっているのですけれども、圧倒的に、借りるのは、こちらのほうのキックボードだそうです。若い人も含めてなのでしょうけれども、歩くのがつらいかとか億劫なかが、1キロとかそういう距離を移動する手段として、新たなものが出てきたというところでございます。

私どもも、やはり来年1月以降、どういうふうな展開を示すのかということところは注目しているところでございます。

会長：ありがとうございました。現状はそういうことですが、どういう表現がいいか、副会長がこの件は詳しいですから、お願いします。

副会長：Jでございますけど、実はこれ、警察庁さんが今、検討をされておまして、今年

の4月に、既に中間報告書というのが出ております。

実は、本当に近々、最終報告書が公表される予定です。本当に近々なのですけど。

それで、中間報告書の中身でちょっとご紹介しますと、こういう乗り物は三つに分類しようと。それで、一つは歩道通行車という、要するに時速6キロメートル以下の乗り物で、いわゆる、今もある電動車椅子と同じものですね。ですから、こういう電動キックボードがスピードを出して歩道を走ってくるというのは絶対に認めない、と、ここはもう死守しようとしております。

多分、我々の、この会合で影響があるというか、関係があるのが、その2番目、小型低速車、これは時速15キロメートルまでなので、まさに電動キックボードがこれに入ってきます。それで、今の検討の段階では、もう免許は要らないという乗り物になりそうなのですね。しかも、それが自転車道とか自転車レーンの中に入ってくるというのが今想定されています。

それで、3番目は時速15キロメートルを超えるもので、これはもう完全に車のようになるものになりますので、多分ここではあまり議論の対象にならないのですけど、2番目の分類のものについては、まさに自転車と一緒に、自転車のような感じで走るということになりますので、相当影響が出てきます。ですので、本当に近々に最終報告書が出ますので、多分それを少し踏まえたような記述をここにさせていただいてもよろしいのではないかと思います。

以上です。

会長：ありがとうございました。ということは、年内に出そうだということですね。

私の意見は、33ページは、この会社の宣伝みたいに見えちゃうので、それは避けたほうがいいし、これはやはり、実験中、現在、何月何日の状況で、こういうものが実験中ですと、今の副会長の、新しいものでこういう検討も進んでいますよというのをどこか、本文でもいいですし、説明のところですね。

それで、L u p 社のやつは、興味はあるのですけど、下の二つというようなものは、一つくらい、サジェスションに入れておいてもいいけどもという話と、新しいモビリティということであれば、特にそれが、自転車とバッティングしそうなものということに限定して載せるということで、何かミニカー的なものはいいいね。超小型自動車はまあいいということで、2輪、3輪くらいまでのものという話ですね。これ、トヨタとかその他でもみんな出そうとしているようですから。その辺は注意して説明することにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

土木管理課長：ありがとうございます。やはり、この辺りのところも、警視庁のページとか、経済産業省のほうのページでも、相当探しまくらないと、なかなかこう、うまく出てこなくてですね。普通は東京都とか、そういうような上位団体のほうから事前に情報が来たりもするのですけれども、今のところ、例えばこの23区の課長会とか、そういったものに対する情報とか、一切提供はないのですね。

今度、新たに隣接6区のところでも拡大展開しますよというので、経済産業省のほうか

ら、関係する区とかに説明をしてきなさい、という話だったので会社として説明に来ました、というような話だけで、この辺り、社会実験という形で、かなりいろいろと、今までの日本のやり方とは違った形で、言い方は悪いのですけれども、どんと投げ込んでくるようなやり方でやってきているなというところがございます。

直接苦情を受ける最前線の自治体としては、もう少し何か丁寧なところというのが欲しいなと思うのですけれども、ホームページとか、そういったものを見てくださいねというだけですね。国のほうからも、何も、情報とかメールも1本も来ないですね。今回、これにつきましては。はい。

会長：状況は分かりましたので、私、本文のほうの、31ページの表現はこれでいいと思います。こういうものについて検討しましょうということだけです。ただ、その中身について、注記的なもの、あるいは写真等の説明がありますので、この中で今、副会長のような発言で、何月何日の時点で警察庁ではこういう方針が出ていますよと、そういうのだけはどこか、注記の中に入れておいていただくということでもいいかと思えます。というのは、もっと新しいのが、これから先、出てくるかもしれませんので、それは分かりませんからね、今こういう時代ですから。それでよろしいかと思えますが、何かよろしいですか。今の点につきましては。

それでは私、関連して、今のようなことを含めて、12ページの図で、新しく「シェアサイクル活用検討」になっていますよね。これは先ほど説明があったように、「シェアサイクル等」、「等」という言葉を入れてもらうのが妥当だと思います。よろしくお願ひします。

それでは、U委員かな、今、手が挙がったのは。はい、お願いします。

U委員：まさしく、今の話をちょうどしようと思っていました。

シェアサイクルなんですけど、私、前から、ぜひシェアサイクルを進めていただきたいというお話をずっとしていたんですけど、今の、例えば、もう本当に今の区のほうのお立場の考えでいいのですけれども、どういう方向性に進んでいるかというのを1点お聞きしたいのと、スケアードの話とか、いろいろあるのですけども、ご高齢の方々、これも前から申し上げているのですが、足の悪い方、歩行が得意じゃないといひますか、最近足の運びが悪くなったという方々が、逆に自転車を活用するということが増えておりますので、そういう意味では、高齢者の方々への指導ということというのは非常に大事なことでして、私ももう高齢者クラブに入りましたので、冗談でいいのですけども、現実申し上げますと、基本的には、やはり高齢者の方々が事故を起こすということが多くて、それと同時に、我々といひますか、年代のいった方々に対して言うと、自転車というのはもっと軽車両という考え方が非常に薄くて、やはり歩道も平気ですし、結構、車との対比の中では大変弱い立場であるんじゃないかということで、随分いろいろ、乗り方も荒くなっていたりすることが、かえって子どもたちのほうが、やはり学校での教育とかが進んでいるために、そういう意味では、加害者になったり被害者になったりしないで済むかなということがございました。

その2点、シェアサイクルと、それから高齢者の方々への自転車利用に対する指導とか、そういったことのお勉強といたしますか、学びがどういうふうになっているのかということ2点について、今後も含めて教えていただければというふうに思っています。

会長：いかがでしょうか。

土木管理課長：シェアサイクルのところにつきましては、基本的な区の考えとしましては、民間でやれるものについては民間でやっていただくというような形で考えております。

よく、いろいろと、働きかけが来るのですけれども、NTTドコモさんのほうですと、やはり初期の自転車の、全部、自治体の費用で自転車を買って整備して、ポートとか、あと初期投資が自転車の費用、あと、毎年、偏って配置されている自転車を、毎日再配備したりとか、壊れた自転車を補修したりとか、そういったものの費用が、初期投資だけで億に近い。それで、毎年のランニングコストで6,000から7,000というような形でかかりますので、やはり、うちのところで置く場所が非常に厳しいと。今、自転車駐輪場も、若干余裕はあるのですけれども、それを、このシェアサイクルのところで提供するというのが、なかなか難しいというところがございます。

特に、やはり池袋にきたいというところの要望があって、東口の駅前のところ、それだけの大規模な、数千台とかそういったものの駐輪場がございませんので、じゃあ、せっかく公園の地下に駐輪場を造って、グリーン大通りとか、ああいったところを、自転車置場がなくなって、すっきりして、今マルシェとかいろんなもの、イベントをやっておりますけど、そこにまた駐輪場にするのかということも、また、いろいろありまして、それで、そのところは民間でというような形を考えているところでございます。

あと、高齢者の自転車のところでございますけれども、先ほど述べました池袋署さんの自転車競技会のほう、私ども拝見させていただきまして、高齢者の方がちゃんとルールを守りながら、かつスラロームとか、そういったような、カラーコーンを置いてその間を通り抜けたりすると、加齢に伴うバランス感覚とかそういったものが低下してきているというのが、やはり如実に認識できるという、そういうのを踏まえて、どういったところに注意したらいいのかということもあって、なおかつ、途中で輪投げがあったりとか楽しみながら参加でき、自分の注意点も学べる、いい取り組みだなというふうに、拝見して感じました。

そういうような取り組みを今、座学で、区民ひろばとかそういったもので、座学でやっておりますけれども、やはり実際に自分で乗ってみて、周りの人からも、あんたちよつとふらついているよとか、そういうようなものも指摘を受けながらやっていくのが大切ではないかなと。それで、そういうような取り組みも今後やっていけたらなというふうに考えております。

会長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

U委員：もうちょっとだけ。

会長：どうぞ。

U委員：すみません、ありがとうございました。シェアサイクルについては私も同じ意見でございまして、特にやはり、Dさんの話はドキドキしますけれども、Sさんのほうのお話を聞きましたところ、結構気楽にできるものと。

それと、あと、たくさん、一遍に100台とか50台とか置けなくても、20台、30台ぐらいのものが各地にあると、点的にあること、それで、乗り入れ、乗り捨てが楽なシェアサイクルということを目指せば非常にありがたいなというふうに思っております。豊島区は今、池袋や何か、西、東も含めていろいろな変革の中にある中で、やはりその移動手段ということの中に、ぜひそういったことをもう一回、これは僕のお願いですけれども、組み込んでいただくことが、まちの活性化や移動手段へのプラスになるのではないかという形をお願いできればというふうに思っております。よろしく申し上げます。

会長：ありがとうございました。ご意見はごもっともだと思います。関連してといいますか、置き場所の話ですね。特にヨーロッパの、先ほどのキックボードなのですが、大きな問題は耐用年数といいますか、器物破損、壊すやつね、それが非常に多くて、3か月持たないというのですよ。多くのところは1か月で、いろいろと壊されたり、盗まれたり、どこか放り投げられたり、前に、中国で電動自転車ができて大変な写真を見ましたよね。あれの小型版みたいなものが起きていて大変困っているということで、会社側はやっぱり頑丈にする、重くする、壊しにくいものにするということ、大手はやっているようなのですが、そうでないケースがかなりあって、今は、目標が1年持つような、耐用年数1年のものを作りたいということで努力しているというような記事を見ていますから、もう全然違うのですね、他の自転車とか、そういうものに比べて。というのは、確かに、ずっと乗っていつかやめますから、そこでぼんと、とまるところがなきゃということがあるのかもしれませんがね。それから、それが、個人所有のキックボードもございまして、その辺はやはり要注意ということですね。

ただ、この辺は状況を見ないと、実験の結果、ちゃんとした団体がやっているのはいとしても、そうでないのが同時に促進されてしまっという、その辺の問題があるかと思っております。注意が必要だと。これも、やみくもに禁止するというのはよくないと思っておりますので、できるだけ民間の中でやってもらって、限界をどういうふうに、法的な手続きなり体制のほうで阻止するかと、そういう課題だろうと思っております。最近読んだ論文でそんなものがありましたから。

そのほか、いかがでしょうか。

副会長： 32ページなのですが、この1-3のところの赤いところで、観光とか健康

づくりを加えていただいて、しかもこれ、トキワ荘のほうに早速反映していただくと非常にいいことだと思うのですが、改めてこれを見たときに、この①と②をくくるタイトルとして「自転車イベントの開催」というのは、タイトルとしてそぐわなくなってきたかなという感じがしまして、何か①と②を包含するような、よいものをぜひ考えていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。ご意見ということで、検討していただければ。

土木管理課長：ありがとうございます。考えてみます。

会長：よろしくお願いします。

そのほか、何かお気づきの点はございますでしょうか。

(なし)

会長：それでは、ありがとうございました。いろいろご意見をいただいたので、事務局のほうとしては、いろいろ手を回していただくということなのですが、今後の予定というのはどんなふうになっているのでしょうか。この辺の検討の仕方ですね。

土木管理課長：今回の協議会を踏まえまして、最終的な中間見直し（案）を令和4年4月に議会へ報告した後、区長の決裁を受けまして「第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（中間見直し）」の策定といたしたいと考えております。

会長：ありがとうございました。そんな手続きで、年度内にはこれをまとめて、できれば今日ということだろうと思うのですが、あとは議会へ報告ということですね。4月という条件のようですが、何か、よろしいでしょうか。手続きについて。

それでは、今回こういう、皆さんでお集まりいただいたのですが、いただいたご意見のうち、計画への反映ということについては、会長の私と、それから副会長にも参加していただいて、ご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：ありがとうございます。それでは、そんな形で、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に何か、ご意見とか、何かしておけよというようなこと、いろいろ宿題がありましたから、これはむしろ、中間報告は中間報告として、その後のいろいろな検討課題、先ほどのシェアサイクルも含めてありましたが、それは段々と準備しておいていただければと思います。

その他ということで、ご紹介をお願いしたいと思います。議題の3、その他。

土木管理課長：それでは、次第の議題3、その他ということで、連絡事項になります。

次回の協議会につきましては、令和4年の6月を予定してございますので、改めてご通知を申し上げます。ご出席いただきますようお願いいたします。

あと、この協議会に出席されたことによります報酬のお支払いにつきましては、この報酬の所得税を源泉徴収いたしました金額を、ご指定の銀行口座に振り込ませていただきますので、よろしくようお願いいたします。

なお、口座が変更になったかた、そちらにつきましては、申し訳ございませんけれども、協議会の終了後、事務局までご連絡をいただければと思います。

事務局からの連絡は、以上でございます。

会長：ありがとうございました。

それでは、これで閉会ということにしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(午前11時27分 閉会)

会議の結果	<ul style="list-style-type: none">・自転車ナビライン整備路線図について協議をした。・第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画の中間見直し（案）について協議をした。 <p>(委員の欠席) 池田好雄、千野富久、塩田竜也、岩崎正明、大谷賢司、齊原潤、藤沼愛</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none">・資料43-1 自転車ナビライン整備路線図（令和3年12月時点）・資料43-2 第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（中間見直し）（案）・資料43-3 第二次豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画（中間見直し）（案）意見書・要望等一覧・参考資料43-1 第42回豊島区自転車等駐車対策協議会 議事録・参考資料43-2 豊島区自転車等駐車対策協議会 委員名簿
その他	<p>【今後の予定】</p> <p>第44回協議会、令和4年6月開催予定</p>